

2021年衆議院議員選挙 東京22区候補者への公開質問状と回答

「フラワーデモ」は、2019年3月に相次いだ性暴力事件の無罪判決をきっかけとして全国に広がりました。性犯罪をなくし、また被害者に寄り添うことを目的として活動を行っています。

現在、性暴力等のジェンダーにかかわる問題は、国連の「持続可能な開発目標」(SDGs)や国の「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」等を背景として、急速に注目が集まりつつあります。

このたび、フラワーデモ三鷹とフラワーデモ調布の有志は、10月31日投開票の衆議院議員選挙を前に、性犯罪刑法改正についての立候補予定の皆さまのお考えを伺いたく、10月6日に公開質問状を送らせていただきました。質問および回答の有無、回答内容を、SNS等で公開し、世論の喚起に役立てていきます。

御多忙の折、ご回答いただきました皆さまには御礼を申し上げます。ありがとうございました。

フラワーデモ三鷹、フラワーデモ調布 有志

2021年10月16日

【質問項目】

1. 暴行脅迫要件の見直しと不同意性交等罪の創設
2. 公訴時効の撤廃
3. 性交同意年齢を16歳に引き上げ
4. 地位関係性を利用した性犯罪規定の創設

- ・回答をいただいた順に掲載しています。
- ・未回答の方も、回答が届き次第掲載していきます。
- ・賛成＝「○」、反対＝「×」、どちらともいえない＝「△」、未回答＝「－」と表記しています。

1. 暴行脅迫要件の見直しと不同意性交等罪の創設

現在は被害者が同意していなくても抵抗困難な程度の暴行脅迫がなければ罪が成立しません。先進諸国で相手の同意のない性行為を犯罪として処罰する国が増えています。

候補者名		理由(回答のまま)
山花郁夫	△	「先進諸国では相手の同意のない性行為を犯罪として処罰する国が増えています」がどの国を指摘しているものか不明ですが、「不同意犯罪規定といっても、その内容は多彩である。処罰要件を不同意とする包括的な条文を置いた法域のみが不同意犯罪規定を導入していると呼称することもできるし、より広い使い方も可能であって、言葉の使い方次第という面があることは認識しておくべきであろう。」(樋口亮介「本書解題」樋口亮介・深町晋也編著『性犯罪規定の比較法研究』cxvii頁・成文堂・2020年)と評価されているように、構成要件をいかに定めるかについては、検討を要すると考えます。
くしづち万里	○	日本も「不同意性交等罪」を創設すべきです。まず、性的「同意」とは何か。家父長制の時代の風潮を色濃く残す日本の性犯罪刑法において、性的行為を行う前に自分と相手の気持ちを尊重し確認すべき同意であることをしっかり法的に位置付けるのは本質的かつ重要な課題であると考えています。どちらかが行為を望んでいない時や意思がわからない時は無理やりしてはならず、それは夫婦間でもカップルでも同じです。現在の刑法の「抵抗困難な程度の暴行脅迫」要件は被害者の置かれた事態や状況に対する無理解と想像力の欠如といえ、それを巡る捜査や審判の過程で被害者は犯行の追体験を強いられ、全く無用であるばかりか有害な基準といえます。
伊藤達也	—	(回答が届き次第掲載いたします。)
長谷川洋平	—	(回答が届き次第掲載いたします。)

2. 公訴時効の撤廃

性暴力にあった後(子どもは特に)、提訴できない状態が10年以上続くこともよくあります。被害を訴えられるようになった時には、すでに時効が過ぎていることも多いのです。

候補者名	理由(回答のまま)
山花郁夫	△ 「(子供は特に)」とされていることから、年齢を問わず、公訴時効を撤廃する趣旨であるとする疑問があります。スイス刑法101条1項e号は、12歳未満の児童に対して性犯罪がなされた場合には、時効を撤廃するとされています(深町晋也「スイス刑法における性犯罪規定」刑事法ジャーナル45号115頁2015年・成文堂)また、2014年改正において、スイス刑法第97条第2項により、性犯罪に関しては、本条及びスイス刑法188条、並びに16歳未満の児童に対してなされた同第189条～第191条、第195条及び第197条第3項の罪につき、その被害者が少なくとも満25歳に達するまでは常に公訴時効は完成しないとされています。(深町晋也「スイス刑法における性犯罪規定」樋口亮介・深町晋也編著『性犯罪規定の比較法研究』540頁・成文堂・2020年)。また、ドイツ刑法では、公訴時効の停止に関する78b条1項1号は性的自己決定に対する罪にも一部(180条1項2項)を除き適用される。この規定によれば、満30歳まで公訴時効は停止されます。(佐藤陽子「ドイツにおける性犯罪規定」刑事法ジャーナル45号99頁・2015年・成文堂、同「ドイツにおける性犯罪規定」樋口亮介・深町晋也編著『性犯罪規定の比較法研究』[成文堂](326頁・2020年) これらの例を参考に、日本の法制に当てはめると、特に未成年者の場合について公訴時効の停止が検討されるべきと考えます。
くしづち万里	○ 自分の身に起きたことを性犯罪であると認識できるようになるまで時間がかかる被害者は少なくありません。若い頃に受けた性被害について70代、80代になって初めて声を上げることができるようになるケースもあります。特に子どもが性被害について訴えることは難しく、そこにつけ込み「子どもは訴えないだろう」と犯行の標的にする性加害者は後を絶ちません。公訴時効を撤廃し、何十年経っていても過去の被害について訴えることができるように法改正する必要があると考えます。
伊藤達也	- (回答が届き次第掲載いたします。)
長谷川洋平	- (回答が届き次第掲載いたします。)

3. 性交同意年齢の16歳引き上げ

現在日本の性交同意年齢は13歳です。少なくとも義務教育以下の子どもを 性的接触から守りたいと考えます。

【参考/世界の性行為同意年齢】

16歳～18歳:アメリカ

16歳:韓国、イギリス、カナダ、ロシア

15歳:スウェーデン、フランス

14歳:ドイツ、イタリア、台湾

候補者名		理由(回答のまま)
山花郁夫	△	<p>世界の性交同意年齢として掲げられている例は、ほとんどが保護年齢を指しているものと思われ、日本では児童福祉法により18歳までが保護されており、設間と「参考/世界の性交同意年齢」が含致していないことから回答が困難ですが、刑法に保護年齢を16歳とする規定を児童福祉法から移行されることは検討の余地があると考えます。</p> <p>なお、アメリカについては、具体的な年齢は州によって異なり、統一性はないこと(樋口亮介著「アメリカにおける性犯罪規定」刑事法ジャーナル45号49頁・2015年・成文堂)、イギリスについては性犯罪法 5条から8条で13歳が絶対的保護年齢とされていること(仲道祐樹著「イギリスにおける性犯罪規定」刑事法ジャーナル45号29頁・2018年・成文堂)、カナダの「16歳 という年齢は性的暴行における絶対的な保護年齢ではなく、12歳であること(和田俊憲著「カナダ刑法における『性犯罪』への対応」刑事法ジャーナル45号63頁・2015年・成文堂)、フランスについては、「この規定を『日本でいう性交同意年齢を15歳と定めたことと同様の効果をもちうる』と紹介することは疑問である。」という指摘があること(東條明憲「フランスの強姦罪・性的攻撃罪の処罰範囲」脚注(102)樋口亮介・深町晋也編著『性犯罪規定の比較法研究』成文堂・699頁・2020年)などから、参考として挙げられている例は保護年齢との誤解があるものと悪われます。</p>
くしづち万里	○	<p>諸外国の例を見るまでもなく、日本の13歳という性交同意年齢は低過ぎると思えます。児童に対する性加害の防止という観点だけでなく、性行為とはイコール妊娠する可能性のある行為ですから、低年齢の妊娠出産に関わる身体的リスクが非常に大きい点も問題です。これは双方年齢の近い男女の場合であっても同じことが言えるとともに、中・高校生が妊娠した時に退学を余儀なくされ、世間の批判を浴び、経済的自立が困難となり大変な苦勞を強いられるのは常に女性の側です。最低限のラインとして16歳への引き上げは必要であり、児童を性の対象とする大人たちの支配的欲求を是とする現行刑法は改正すべきです。</p>
伊藤達也	—	(回答が届き次第掲載いたします。)
長谷川洋平	—	(回答が届き次第掲載いたします。)

4. 地位関係性を利用した性犯罪規定の創設

上司と部下、教師と生徒、医師と患者など、上下関係を利用した性的行為の強要は防ぎにくい
ため、規制が必要です。

候補者名		理由(回答のまま)
山花郁夫	△	<p>例として挙げられている場合の「強要は防ぎにくい」という認識から、「地位関係性を利用した性犯罪規定の創設」という手段には飛躍があり、回答が困難ですが、処罰の間隙を埋めるための方策は必要と考えます。日本の強制性交罪の場合、刑の上限の引き上げに伴い、外国の法制のような加重要件(樋口亮介「アメリカにおける性犯罪規定」刑事法ジャーナル55号47頁・2018年・成文堂、嘉門優『法益論』246頁・2019年・成文堂。なお、スイスについては、児童の保護や青少年の保護規定を広範に導入する代わりに、法定刑の上限が強姦罪などと比して低く抑えられている点について、深町晋也著「スイス刑法における性犯罪規定」刑事法ジャーナル 45号118頁・2015年・成文堂)を設けることは困難です。</p> <p>当事者・関係者から提起されている、地位・関係性に関する問題は、不利益を受けるかもしれない、人間関係を壊したくないなどの事情によって、不同意の表明が困難であり、それゆえ、「暴行・脅迫」要件を満たしていないとして、捜査段階で取り上げてもらえない、裁判でも有罪判決を獲得できないという点にあると考えられます。そうであるとする、監護者類似の規定を拡張する方向ではなく、「暴行・脅迫」要件の緩和などによって、処罰の間隙を埋めるべきと考えます。</p>
くしぶち万里	○	<p>地位や上下の関係を利用した性犯罪は後を絶たず、無罪判決も相次ぎ、常に被害者は泣き寝入りを強いられてきました。また、声さえ出せずにいる被害者が大勢います。性的行為を求められると被害者は断りにくく、また被害を訴えた時に合意があったのだらうと周りに信じてもらえないケースも多くあります。地位や立場が上の者はそれに乗じて性的行為を強要してくることを現行法は許しており、地位関係性を利用した性犯罪規定を創設してこれ以上の被害者が出るのを防ぐべきです。</p> <p>三鷹市と調布市で起きた教員による児童盗撮事件もまた、教師という立場を利用したという点でこの手の犯罪と根っこは同じといえます。適正な規制と再発防止の対策が必要です。</p>
伊藤達也	-	(回答が届き次第掲載いたします。)
長谷川洋平	-	(回答が届き次第掲載いたします。)

以上